

PWM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2025年12月

2026年1月1日を効力発生日として、取引約款・規定集を改定いたします。

(下線部分が改定箇所となります。)

(新)	(旧)
目次	
お客様に知りたい主な <u>金融商品取引ルール</u> (現行どおり)	お客様に知りたい主な <u>証券取引ルール</u> (省略)
個人情報等の利用目的について 個人情報等に関するお問合せ・ご相談	個人情報の利用目的について 個人情報に関するお問合せ・ご相談
お客様に知りたい取引上の留意点	
1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除)	1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、口座管理料として年間 5,500 円（税込）をいただいております。（ただし、預金口座振替によるお支払の場合は 4,400 円（税込）となります。なお、お客様の取引及び残高が当社の定める基準を満たす場合は口座管理料を免除する場合があります。）</u> 4. <u>お客様からのご購入申込書とお買付け金額相当額のご入金が確認できた後、ご注文としてのお取扱いとなります。</u> 5. <u>投資信託のご購入・ご解約等にかかる資金決済は全て銀行振込にて行っております。（銀行振込方式）振込み手続きはお客様ご自身にて行い、当社社員または IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）との現金のやりとりは行わないでください。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。</u> 6. <u>お客様の受益証券及び受益権は全て保護預りで</u>

(新)	(旧)
<p>ございますが、取引残高報告書方式をとらせていました だいております。</p> <p><u>6.</u> 取引残高報告書は、お手元に届いてから 15 日以内に異議のお申出がない場合は、ご承認いただいたものとなりますので、必ず内容をご確認ください。</p> <p><u>7.</u> 当社へのお問合せは、原則として IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて行ってください。</p> <p><u>8.</u> 当社は株式・債券等の券面をお預りするサービスは、特別な場合を除いて、提供しておりません。</p>	<p>ございますが、取引残高報告書方式をとらせていました だいております。</p> <p><u>7.</u> 取引残高報告書は、お手元に届いてから 15 日以内に異議のお申出がない場合は、ご承認いただいたものとなりますので、必ず内容をご確認ください。</p> <p><u>8.</u> 当社へのお問合せは、原則として IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて行ってください。</p> <p><u>9.</u> 当社は株式・債券等の券面をお預りするサービスは、特別な場合を除いて、提供しておりません。</p>

個人情報保護宣言

<p>7 開示等ご請求手続き</p> <p>弊社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示・訂正・利用停止、<u>第三者提供記録の開示等</u>のお申し出があった場合には、ご本人であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。</p> <p>なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</p> <p>また、窓口を設置し個人情報等の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。</p>	<p>7 開示等ご請求手続き</p> <p>弊社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。</p> <p>なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</p> <p>また、窓口を設置し個人情報等の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個人情報等の利用目的について

<p><事業内容></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><利用目的></p> <p style="text-align: center;">1～15 (現行どおり)</p> <p><個人データの共同利用について></p> <p style="text-align: center;"><u>当社はより付加価値の高いサービスや金融商品等</u></p>	<p><事業内容></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><利用目的></p> <p style="text-align: center;">1～15 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新)	(旧)
<p><u>を提供するために、お客様の個人データを共同して利用することがあります。</u></p> <p><u>なお、金融商品取引法その他の法令等で共同利用が制限される場合は、お客様から同意書を取得した場合等、法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。</u></p> <p><u>【共同して利用する個人データの項目】</u></p> <p><u>名前・住所・生年月日・電話番号・職業・取引のニーズ等のお客様に関する情報及び取引内容・預り残高等のお客様の取引に関する情報</u></p> <p><u>【共同して利用する者の範囲】</u></p> <p><u>PWMフィナンシャル・パートナーズ株式会社</u></p> <p><u>【共同して利用する者の利用目的】</u></p> <p class="list-item-l1">1. コンサルティング業務</p> <p class="list-item-l1">2. 金融商品仲介業における有価証券・金融商品の勧誘、取引の媒介、サービスの案内</p> <p class="list-item-l1">3. 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いに関連する業務</p> <p class="list-item-l1">4. 関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内、提供・維持管理</p> <p class="list-item-l1">5. 業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実</p> <p class="list-item-l1">6. その他、関連・付随する業務のため</p> <p><u>【当該個人データの管理について責任を有する者】</u></p> <p><u>PWM日本証券株式会社</u></p> <p><u>東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズ</u></p> <p><u>オフィス6階</u></p> <p><u>代表取締役社長 丸橋 昌平</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

(新)	(旧)
電子交付サービス取扱約款	
第 5 条 (本サービスにおける取扱い) 1 (現行どおり) (削除)	第 5 条 (本サービスにおける取扱い) 1 (省略) <u>2 当社が定める基準日において、お客様が本サービスを利用している場合には、口座管理料を免除します。</u>
第 7 条 (本サービスの終了) 1 (現行どおり) 2 本サービスの利用を中止し郵送交付へ変更する場合は、別途「電子交付停止届」をご提出いただきます。	第 7 条 (本サービスの終了) 1 (省略) 2 本サービスの利用を中止し郵送交付へ変更する場合は、別途「電子交付停止届兼支払指示書」をご提出いただきます。 <u>なお、変更手続に手数料 550 円（税込）がかかり、MRF 残高からのお支払い、または振込によるお支払いが事前に必要となります。手数料の徴収が完了しない場合、変更手続は開始されません。</u> <u>口座管理料お支払い対象のお客様の場合は、直前 3 月期の口座管理料を免除した分といたしまして、5,500 円（税込）をご負担いただきます。</u>
総合取引約款 第 2 章 申込方法等	
第 5 条 (申込方法) 1 お客様は、当社所定の方法で総合取引口座の開設を申込む際に、必要事項及び共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）を当社へ提出することによって、総合取引を申込むものとし、当社がこれを承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から総合取引を開始することができます。なお口座開設は、原則として、お一人様一口座とさせていただきます。 お客様の申込みに対し、当社は審査のうえ、申込み	第 5 条 (申込方法) 1 お客様は、当社所定の方法で総合取引口座の開設を申込む際に、必要事項及び共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）を当社へ提出することによって、総合取引を申込むものとし、当社がこれを承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から総合取引を開始することができます。なお口座開設は、原則として、お一人様一口座とさせていただきます。 お客様の申込みに対し、当社は審査のうえ、申込み

(新)	(旧)
<p>を承諾しないことがあります。</p> <p>また、当社において使用可能な文字以外でお届けいただいた場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えさせていただきます。</p> <p>第 5 条の 2 (当社への届出事項)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が<u>日本国籍を有しない場合は、第 5 条に規定する申込時にその旨をお届出ください。この際、お客様の在留資格や在留期間等を確認するため、「在留カード」や「特別永住者証明書」等の当社所定の書類を届け出させていただきます。</u></p>	<p>を承諾しないことがあります。</p> <p>また、当社において使用可能な文字以外でお届けいただいた場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えさせていただきます。</p> <p>第 5 条の 2 (当社への届出事項)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 お客様が、<u>法律により株券、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類を<u>ご提出願うことがあります。</u></u></p>
総合取引約款 第 3 章	注文の受付、連絡・報告
<p>第 16 条 (売買等の取引の報告)</p> <p>当社は、お客様からご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下「金商業等府令」といいます。) 第 98 条の規定に従い、契約締結時<u>等</u>交付書面(以下「取引報告書」といいます。)を作成し、お客様に交付いたします。ただし、定時定額取引を除きます。(郵送又は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です。)</p>	<p>第 16 条 (売買等の取引の報告)</p> <p>当社は、お客様からご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下「金商業等府令」といいます。) 第 98 条の規定に従い、契約締結時交付書面(以下「取引報告書」といいます。)を作成し、お客様に交付いたします。ただし、定時定額取引を除きます。(郵送又は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です。)</p>
総合取引約款 第 4 章	有価証券の保護預り取引
<p>第 26 条 (お客様への連絡事項)</p> <p>1~3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載</p>	<p>第 26 条 (お客様への連絡事項)</p> <p>1~3 (省略)</p> <p>4 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高</p>

(新)	(旧)
<p>すべき事項を含みます。) については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>(削除)</p>	<p>照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p><u>第31条(口座管理料)</u></p> <p>1 当社は、口座を設定したときは、当社が定める方法により所定の料金をいただきます。料金の期間計算の中途で契約を解除した場合でも料金の返金には応じません。</p> <p>2 当社は、前項に定める口座管理料のお支払いがない場合、投資信託受益権の解約代金等より予告なしに充当する場合があります。また、保護預り証券の返還のご請求に応じないことがあります。</p>
<p><u>第31条(有価証券の受入れ)</u></p> <p>当社はお客様より有価証券等を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の取引残高報告書を交付します。</p>	<p>(新設)</p>
総合取引約款 第6章 MRFの自動スイープ取引	
<p>第46条(MRFの自動買付、自動換金)</p> <p>1~2(現行どおり)</p> <p>3 MRFの自動換金</p> <p>①お客様の投資信託受益権の買付代金等に不足が生じる場合には、特にお客様からのお申出がない限りMRFの換金申込みがあったものとして取扱い、当社は払込期日の前営業日にMRFの換金を行います。なお、MRFの証券残高が当該金銭に満たない場合は、MRFの証券残高をすべて換金するものとします。(ただし、再投資前の分配金は除く。)</p>	<p>第46条(MRFの自動買付、自動換金)</p> <p>1~2(省略)</p> <p>3 MRFの自動換金</p> <p>①お客様の投資信託受益権の買付代金等(口座管理料等を含む)に不足が生じる場合には、特にお客様からのお申出がない限りMRFの換金申込みがあったものとして取扱い、当社は払込期日の前営業日にMRFの換金を行います。なお、MRFの証券残高が当該金銭に満たない場合は、MRFの証券残高をすべて換金するものとします。(ただし、再投資前</p>

(新)	(旧)
	の分配金は除く。)
総合取引約款 第8章 諸則	
第57条（届出事項の変更手続き等） 1～3（現行どおり）	第57条（届出事項の変更手続き等） 1～3（省略）
<u>4 お客様が海外に出国され非居住者となる場合</u> <u>は、あらかじめ当社にお届出いただき、当社所定の</u> <u>手続きを行っていただきます。非居住者となるお客</u> <u>様は、利用できる取引・サービスに制限がありま</u> <u>す。また、あらかじめ届出をされずに、出国後に非</u> <u>居住者であることが判明した場合には、当社が任意</u> <u>の時期にお客様の計算において売却等の処理を行</u> <u>い、口座の解約を行うことがあります。</u>	<u>(新設)</u>
<u>5 お客様が日本国籍を有しない場合において、在</u> <u>留期間を更新したとき、又は在留期間が更新されず</u> <u>に満了したときは、直ちにその旨を当社所定の方法</u> <u>によりお届出ください。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6 第1項から第5項のお申出があったとき、当社</u> <u>は、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書等の書類</u> <u>及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人</u> <u>番号カード等をご提示いただくことがあります。</u> <u>この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認め</u> <u>る保証人の印鑑証明書のご提出を求めることがあります。</u>	<u>4 第1項から第3項のお申出があったとき、当社</u> <u>は、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書等の書類</u> <u>及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人</u> <u>番号カード等をご提示いただくことがあります。</u> <u>この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認め</u> <u>る保証人の印鑑証明書のご提出を求めることがあります。</u>
<u>7 当社は、お客様から第1項、第4項及び第5項</u> <u>に係るお届出がない場合には、お客様のお取引を制</u> <u>限し、又は停止することがあります。</u>	<u>(新設)</u>
<u>8 第1項から第5項のお届出があった場合は、当</u> <u>社は相当の手続きを完了するまでは、お取引による</u> <u>金銭の支払い、有価証券の返還、振替有価証券の振</u>	<u>5 第1項から第3項のお届出があった場合は、当</u> <u>社は相当の手続きを完了するまでは、お取引による</u> <u>金銭の支払い、有価証券の返還、振替有価証券の振</u>

(新)	(旧)
替又は抹消、契約の解約のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。	替又は抹消、契約の解約のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
第 58 条（解約） 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。	第 58 条（解約） 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。
①～⑤（現行どおり）	①～⑤（省略）
⑥お客様が海外に出国され非居住者となるとき、又は海外に出国後に非居住者となっていることが判明したとき（ただし、第 2 項に該当する場合を除きます。）	<u>(新設)</u>
⑦お客様が日本国籍を有しない場合において、在留期間が更新されずに在留期間が満了したとき、又は在留期間が更新されたことを証する書類を提出されないとき	<u>(新設)</u>
⑧お客様が外国 P E P s に該当することが判明したとき	<u>(新設)</u>
⑨お客様からお預かりした資産の全部又は一部が、お客様ご自身の資産でない疑いがあると相当の事由をもって当社が判断したとき	
⑩お客様が、反社会的勢力でないことの確約に関する同意、又は第 3 条の 2 に基づき行った確約並びにこの約款に基づき求められた事項の申告について、違反ないしは虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申出たとき	⑥お客様が、反社会的勢力でないことの確約に関する同意、又は第 3 条の 2 に基づき行った確約並びにこの約款に基づき求められた事項の申告について、違反ないしは虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申出たとき
⑪当社が第 57 条の 2 に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提	⑦当社が第 57 条の 2 に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提

(新)	(旧)
供を行わなかったとき、又はお客様等情報並びに具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき	提供を行わなかったとき、又はお客様等情報並びに具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき
<u>⑫</u> お客様が犯罪による収益等の隠匿又は収受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき	<u>⑧</u> お客様が犯罪による収益等の隠匿又は収受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき
<u>⑬</u> お客様又はお客様の代理人が反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申出たとき	<u>⑨</u> お客様又はお客様の代理人が反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申出たとき
<u>⑭</u> 前各号のほか、当社がお客様との取引又はサービスの提供を継続することが困難であると相当の事由をもって判断し、当社が解約を申出たとき	<u>⑩</u> 前各号のほか、当社がお客様との取引又はサービスの提供を継続することが困難であると相当の事由をもって判断し、当社が解約を申出たとき
<u>⑮</u> 当社が当該契約に係る業務を営めなくなり、又は当該業務を終了したとき	<u>⑪</u> 当社が当該契約に係る業務を営めなくなり、又は当該業務を終了したとき
<u>2 前項第6号に該当する場合であっても、お客様が当社が定める取扱いに同意され、当社が定める手続きを行っていただいた場合には、当社が定める範囲でお取り扱いを継続することができます。</u>	<u>(新設)</u>

外国証券取引口座約款 第1章 総則

第1条（約款の趣旨） 1 (現行どおり) 2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認めら	第1条（約款の趣旨） 1 (省略) 2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新)	(旧)
<p>れ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>	<p>行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>

外国証券取引口座約款 第3章

外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第 13 条（注文の執行及び処理） お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 ①～④（現行どおり） ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時 <u>等</u> 交付書面等を送付します。	第 13 条（注文の執行及び処理） お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 ①～④（省略） ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時交付書面等を送付します。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

外国証券取引口座約款 第4章 雜則

第 23 条（取引残高報告書の交付） 1 （現行どおり） 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時 <u>等</u> 交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3 （現行どおり）	第 23 条（取引残高報告書の交付） 1 （省略） 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3 （省略）
第 24 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別する	第 24 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別する

(新)	(旧)
<p>ための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条5項に規定する個人番号又は同条第<u>16</u>項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令に規定に従い、お客様の本人確認を行なうものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>ための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条5項に規定する個人番号又は同条第<u>15</u>項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令に規定に従い、お客様の本人確認を行なうものとします。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 28 条（口座管理料）</u> <u>お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。</u></p>
<p>第 <u>28</u> 条（契約の解除） (現行どおり)</p>	<p>第 <u>29</u> 条（契約の解除） (省略)</p>
<p>第 <u>29</u> 条（免責事項） (現行どおり)</p>	<p>第 <u>30</u> 条（免責事項） (省略)</p>
<p>第 <u>30</u> 条（準拠法及び合意管轄） 1 (現行どおり) 2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。</p>	<p>第 <u>31</u> 条（準拠法及び合意管轄） 1 (省略) 2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるもとします。</p>
<p>第 <u>31</u> 条（約款の変更） (現行どおり)</p>	<p>第 <u>32</u> 条（約款の変更） (省略)</p>
<p>第 <u>32</u> 条（個人データの第三者提供に関する同意） (現行どおり)</p>	<p>第 <u>33</u> 条（個人データの第三者提供に関する同意） (省略)</p>

(新)	(旧)
投資信託受益権振替決済口座管理約款	
<p>第 3 条の 2 (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行なわせていただきます。</p> <p>第 11 条（お客様への連絡事項）</p> <p>1～3（現行どおり）</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法<u>第 34</u> 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法</u>により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>第 3 条の 2 (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行なわせていただきます。</p> <p>第 11 条（お客様への連絡事項）</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>

(新)	(旧)
<p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><u>第 13 条 (口座管理料)</u></p> <p class="list-item-l1">1 当社は、口座を開設したときは、当社が定める方法により所定の料金をいただきます。</p> <p class="list-item-l1">2 当社は、前項に定める口座管理料のお支払いがない場合、投資信託受益権の解約代金等より予告なしに充当する場合があります。また、保護預り証券の返還のご請求に応じないことがあります。</p>
第 <u>13</u> 条 (当社の連帯保証義務)	第 <u>14</u> 条 (当社の連帯保証義務)
第 <u>14</u> 条 (機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)	第 <u>15</u> 条 (機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)
<p>第 <u>15</u> 条 (解約等)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、<u>投資信託受益権の解約金等は、予告なしに遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>第 <u>16</u> 条 (解約等)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、<u>第 13 条第 2 項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。</u></p> <p class="list-item-l1">3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて解約金等から充当することができるものとします。</p>
第 <u>16</u> 条 (解約時の取扱い)	第 <u>17</u> 条 (解約時の取扱い)
(現行どおり)	(省略)

(新)	(旧)
第 <u>17</u> 条（緊急措置） (現行どおり)	第 <u>18</u> 条（緊急措置） (省略)
第 <u>18</u> 条（免責事項） 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、 その責を負いません。 ①～③（現行どおり） ④第 <u>17</u> 条の事由により当社が臨機の処置をした場合	第 <u>19</u> 条（免責事項） 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、 その責を負いません。 ①～③（省略） ④第 <u>18</u> 条の事由により当社が臨機の処置をした場合
第 <u>19</u> 条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） (現行どおり)	第 <u>20</u> 条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） (省略)
第 <u>20</u> 条（約款の変更） (現行どおり)	第 <u>21</u> 条（約款の変更） (省略)
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	
第 2 条（特定口座開設届出書等の提出） 1 （現行どおり） 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。 3 （現行どおり）	第 2 条（特定口座開設届出書等の提出） 1 （省略） 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。 3 （省略）
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	
第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受け	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受け

(新)	(旧)
<p>ようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 <u>19</u> 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>33</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基団となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属</p>	<p>ようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 <u>24</u> 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>32</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基団となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属</p>

(新)	(旧)
する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。	する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
第2条の2(非課税口座の開設について) 1 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等 <u>受け付けないこと</u> といたします。	第2条の2(非課税口座の開設について) 1 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等 <u>についての制限</u> を行うことがあります。
2 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	2 <u>2028年1月1日以後</u> 、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
第2条の3(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明した場合は、当社では非課税口座を開設できません。	第2条の3(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、 <u>当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこと</u> になった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般

(新)	(旧)
	<p>口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>
<p>第 6 条（譲渡の方法）</p> <p>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>第 6 条（譲渡の方法）</p> <p>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p>第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れられた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みま</p>	<p>第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れられた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みま</p>

(新)	(旧)
<p>す。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第9条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>1 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p>	<p>す。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第9条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>1 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 繼続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかつた場合を除きます。</p>

(新)	(旧)
<p>第 11 条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>23</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合出国日</p> <p>③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④（現行どおり）</p> <p>⑤（現行どおり）</p>	<p>第 11 条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①（省略）</p> <p>②租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合出国日</p> <p>③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④（省略）</p> <p>⑤（省略）</p>
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第2章 未成年者口座の管理	
<p>第 5 条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1（現行どおり）</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口座の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないものイ（現行どおり）</p> <p>ロ（現行どおり）</p> <p>②～③（現行どおり）</p>	<p>第 5 条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1（省略）</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないものイ（省略）</p> <p>ロ（省略）</p> <p>②～③（省略）</p>

(新)	(旧)
<p>2 (現行どおり)</p> <p>第 9 条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p><u>1 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日</u></p> <p><u>②お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日</u></p> <p><u>③2026 年 1 月 1 日</u></p>	<p>2 (省略)</p> <p>第 9 条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p>
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第 6 章 その他の通則	
<p>第 28 条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>第 28 条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>

(新)	(旧)
<p><u>③第9条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合</u> <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u></p> <p><u>④租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</u></p> <p><u>⑤お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</u></p> <p>租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p><u>⑥お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合</u></p> <p>その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p><u>⑦お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</u></p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><u>⑧総合取引約款第58条の解約事由に該当し、証券総合口座の全部が解約された場合 当該解約日</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</u></p> <p><u>④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</u></p> <p>租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p><u>⑤お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合</u></p> <p>その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p><u>⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</u></p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><u>⑦総合取引約款第58条の解約事由に該当し、証券総合口座の全部が解約された場合 当該解約日</u></p>

以上